

光緒二十九年

今年甲子英領事差往查正外廉引格查之內光
全武之五種留地均出英領事官所定

英領事官
在格查
光緒二十九年
英領事官
在格查
光緒二十九年

引物之類之不可不有者也
取直格三文世下此掛張重七
六文六トト重りて先返地
以存此重りて金子或百七
格重之内は此掛重七百
六ト九金重或五文六厘引
重七重りて引物重りて重り
て重りて重りて重りて重り

引物之類之不可不有者也

引物

其律物... 有... 定... 利... 利...

一金百七拾五元

其律物... 有... 定... 利... 利...

一金百七拾五元

其律物... 有... 定... 利... 利...

同... 有... 定... 利... 利... 其律物... 有... 定... 利... 利...

合金百七拾五元

宣和二年

三原瓦

乃三月中旬五日... 堀木引板才...

山村... 松本... 改... 築... 堀...

Faint vertical text on the right page, possibly bleed-through or light ink.

